

津南町ふるさと納税委託業務公募型プロポーザル実施要領

津南町ふるさと納税委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

ふるさと納税に係る事務の効率化と本町のさらなる魅力発信を図ることを目的に、本業務の委託候補事業者を選定する。

委託事業者の選定方式については、寄附受付事務、事業に対するの助言、提案等に関し、合理的な業務提案を求める観点から、公募型プロポーザル方式を採用する。

第2 業務概要

1. 業務名

津南町ふるさと納税委託業務

2. 業務内容

「津南町ふるさと納税業務委託企画提案仕様書」のとおり

3. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、契約者双方に異議がない場合は1年毎に契約を更新することができる。

4. 業務委託上限額

寄附額の8%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。返礼品調達費及び返礼品発送経費は含まない。

第3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1. 令和6・7年度津南町入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。
2. 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するに相応しい能力を備えていること。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
5. 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

第4 参加表明

1. 本プロポーザルに応募しようとする者は、次に定める書類を提出すること。
 - (1) プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - (2) 共同事業体協定書兼委任状（様式第2号）
 - (3) 会社概要（様式第3号）

2. 提出方法等
 - (1) 提出期限 令和6年9月26日（木） 午後5時
 - (2) 提出場所 〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
津南町総務課企画財政班 Tel:025-765-3112 Fax:025-765-4625
E-mail:somu@town.tsunan.niigata.jp
 - (3) 提出方法 メール、郵送又は持参

第5 企画提案書等提出要請

本プロポーザルに応募された者に対し、参加資格等を確認のうえ、企画提案書等の提出させる者（以下「企画提案者」という。）を選定し、プロポーザルへの招請を通知する。招請通知を受けた者は、第6の企画提案書等作成要領に基づき、提案書を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退する場合には、企画提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

第6 企画提案書等作成要領

1. 企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。
 - (1) 企画提案書（様式第4号）

企画提案書内訳書は任意様式、用紙はA4サイズ、両面印刷、30ページ以内を目安とする。
 - (2) 業務従事者一覧（様式5号）
 - (3) 委託業務見積書（様式第6号）

令和5年度寄附額：301,115千円に対する業務委託料を記載する。

2. 企画提案書等の提出方法等
 - (1) 提出期限 令和6年10月15日（火）午後5時まで
 - (2) 提出場所 第4の2に同じ。
 - (3) 提出方法 郵送又は持参
 - (4) 提出部数 正本1部 企画提案書内訳書電子データを格納したCD-R1枚

3. 企画提案書の内容
仕様書の内容を参照し、主として次の事項に関する提案を明確に記載すること。
 - (1) 業務遂行の体制
 - (ア) 会社概要
 - (イ) 組織体系、人員配置、業務責任者、業務担当者等
 - (ウ) 他団体から受託した同種・類似事業の実績
 - (エ) 問合せ対応の方法
 - (オ) 個人情報保護対策

(2) 具体的な業務内容

- (ア) ふるさと納税ポータルサイトの管理・連携の方法
- (イ) 使用する管理システムの概要及び管理の方法
- (ウ) 返礼品の調達・配送の方法
- (エ) 返礼品提供事業者の支援、新規開拓の方法
- (オ) プロモーションの方法
- (カ) プロモーションのための定例会の内容
- (キ) 必要な準備期間及びその期間中の取組み
- (ク) その他

4. 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 津南町は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 津南町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津南町情報公開条例（平成 12 年条例第 7 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第 7 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (ア) 提出書類 質疑応答書（様式第 7 号）
 - (イ) 提出期間 令和 6 年 9 月 19 日（木）午後 5 時まで
 - (ウ) 提出場所 第 4 の 2 に同じ。
 - (エ) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
 - (オ) 注意事項 電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。
- (2) (1)の質疑応答書に対する回答は、令和 6 年 9 月 24 日（火）までにホームページに掲載する。

第 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査会委員、津南町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第 9 提案の審査方法及び評価基準

1. 審査会の設置

提案書の審査、評価及び特定を行うため、津南町ふるさと納税業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、委員 10 名以内で組織する。

2. ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和6年10月24日
日時・実施場所等の詳細については、応募者にメールで通知する。なお、応募者が1者だった場合でも同様に審査を行う。
- (2) ヒアリング審査は、提案内容のプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの順番は抽選で決定し、応募者に、実施日と共に個々の集合時間及び開始予定時間を通知する。
- (3) プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。
- (4) 企画提案書以外のプレゼンテーション資料の使用は認めないが、説明用としてパワーポイント等で作成した資料のスクリーンへの投影は認める。ただし、内容は企画提案書を抜粋したものとし、企画提案書に記載のない事項は掲載しないこと。
- (5) プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。
- (6) プレゼンテーションの時間は20分。その後質疑応答（10分程度）を行う。

3. 審査項目及び評価基準

別表に示す評価基準表に基づき審査及び評価を行う。

4. 受託候補者の特定

審査会において、3の審査項目及び評価基準により、受託候補者を特定する。

評価点及び選定方法は次のとおりとする。

- (1) 評価点は全審査員の総評点数の平均点とする。ただし評価点が59点未満の場合は、受託候補者から除く。
- (2) 評価点が最も高い者を第一位の受託候補者とする。
- (3) 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- (4) 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

[配点 × 係数 = 評価点]

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5. 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 今後の契約手続（受託候補者のみ）
- (4) 受託候補者の特定理由
- (5) 審査経過及び審査員

6. 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を津南町のホームページにて公開するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1. 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

2. 契約保証金

要する。ただし、津南町財務規則第142条第4項各号の規定に該当する場合は免除する。

3. 契約書作成の要否

要する。

第11 その他

1. 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
2. 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
3. 提出された書類は返還しない。
4. 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和6年9月6日（金）
質疑応答書締切	令和6年9月19日（木）午後5時
参加表明書締切	令和6年9月26日（木）午後5時
提案書の提出締切	令和6年10月15日（火）午後5時
審査会	令和6年10月24日（木）予定
提案書審査結果の通知・公表	令和6年10月31日（木）予定
業務開始	令和7年4月1日（火）予定

第13 契約担当

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町総務課企画財政班 樋口 TEL : 025-765-3112 Fax : 025-765-4625

E-mail: somu@town.tsunan.niigata.jp